

◎新潟県教育委員会告示第10号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第33条の3の規定により、平成25年4月5日付けで技能教育施設を次のとおり指定したので、告示する。

平成25年4月19日

新潟県教育委員会教育長 高井盛雄

1 指定技能教育施設の名称及び所在地

長岡凜晴学院

新潟県長岡市本町2丁目4番地4

2 連携措置の対象となる科目及び当該科目に対応する高等学校の教科に属する科目

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
ビジネス基礎Ⅰ	ビジネス基礎
ビジネス基礎Ⅱ	
課題研究	課題研究
総合実践	総合実践
ビジネス実務Ⅰ	ビジネス実務
ビジネス実務Ⅱ	
マーケティング	マーケティング
ビジネス経済	ビジネス経済
経済活動と法	経済活動と法
簿記Ⅰ	簿記
簿記Ⅱ	
簿記Ⅲ	
情報処理Ⅰ	情報処理
情報処理Ⅱ	
情報処理Ⅲ	